

償却資産申告書・給与支払報告書
提出は2月1日（月）まで

▼**償却資産申告書**

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を2月1日（月）までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（費）が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

- ① 提出書類
・申告書
・種類別資産明細書
- ② 課税標準額
今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。
- ③ 免税点
課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

税されません。

④ 税額

課税標準額に100分の1・4（税率）を乗じて算出されます。

◎中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の減額措置

新型コロナウイルスの影響により令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合は、2分の1、50%以上減少している場合はゼロとする特例があります。

特例を受けるためには、認定経営革新等支援機関などの認定を受けて各市町村に2月1日（月）までに申告する必要があります。

詳しくは町



▼**給与支払報告書**

ホームページ（QRコード参照）をご覧ください。

各事業主の方は、令和2年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を2月1日（月）までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課
☎83・2190

青梅税務署職員による出張申告相談

〔日時〕2月10日（水）、相談の受付時間は午前10時～11時頃、午後1時～2時30分頃

*会場の混雑状況によっては、午前・午後とも早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

*感染症対策として、申告にお越しになる際は、マスクの着用および申告会場入口での検温の実施にご協力ください。

また、申告書などの提出のみの場合は、税務署へ郵送にてご提出ください。

〔会場〕役場会議室

※問い合わせは、青梅税務署
☎22・3185

町職員による申告の相談・受付

〔期間〕2月16日（火）～3月15日（月）*休日の申告相談日2月21日および28日を除く平日

〔受付時間〕午前9時～11時、午後1時～4時

〔会場〕役場会議室

*詳しくは、広報おくたま2月号でお知らせします。
※ただし、つぎのような場合は、相談・受付ができません。

○土地や建物、株式などの譲渡所得や山林所得がある方

○事業所得（営業等・農業）または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方

○住宅借入金等特別控除を初めて申告する方

○過年度の確定申告

※問い合わせは、住民課
☎83・2190

青梅税務署からお知らせ

◆令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出・納税は、2月16日（火）から3月15日（月）までです

還付申告は、2月15日（月）以前でも提出できます。

令和2年分の贈与税の申告書の提出・納税は、2月1日（月）から3月15日（月）までです。

令和2年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出・納税は、1月4日（月）から3月31日（水）までです。

◆自宅などからの申告のお願いについて

《次ページへ続く》